

# 夫婦の別れは親子の別れではない！ 「断絶防止」求め集会

親の離婚に伴い子どもが片方の親から強制的に引き離され関係を断たれる事態を改善するため、「親子断絶防止法」の制定を求める市民団体が2月20日、郡内で集会を開き、国会議員に要望書を手渡した。自民党の馳浩・衆議院議員は集会の最後に、同党の保岡興治・衆議院議員を座長に超党派で3月にも議連を発足させこの問題に取り組むと表明した。

日本では子どものいる夫妻が離婚する際、親権を片方の親に決める単独親権制度を採用しているが、双方の親が子どもの養育に責任を持つ共同親権の考え方が広まることが期待されている。

主催の「親子断絶防止法制定を求める全国連絡会」によると、日本で毎年離婚する約25万組の6割に未成年の子がおり、親権を失い子どもと面会交流ができずにいる親はその6割におよぶという。

集会には全国から100人以上

の当事者が集まり、この問題の切実さを表していた。「全国連絡会」代表の鈴木裕子さんは、「私たち子どもと離れて暮らす親が求めているのは、愛するわが子と定期的かつ日常的に会えるようになることです」と訴えた。

棚瀬一代・神戸親和女子大学発達教育学部客員教授は講演のなかで、片方の親が突然子どもを連れて別居したり、別居親に会えないという体験は、親による子どもへの心理的虐待といえると指摘。

子どもの最善の利益にかなった離婚後の面会交流のあり方を提案した。臨床心理士として心理相談も行なっている棚瀬教授は「夫婦の別れが親子の別れにならない社会、離婚後に親子が断絶することのない社会の実現を願っている」と述べた。

議員への要望書には、面会交流の拡充、子ども連れ去りの禁止、養育計画作成の義務化など5項目が記されている。

村上朝子・フリーランスライター